

議案第 18 号

令和 5 年度宝塚市病院事業会計予算

資料 4 市と兵庫医科大学との連携協定締結内容

学校法人兵庫医科大学と宝塚市との
医療等における連携に関する協定書

(その他)
第 3 条 本協定書に定める連携事項を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。
2 本協定書に定める事項については疑義が生じた場合及び協定書に定めがない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議したうえで、定めるものとする。

学校法人兵庫医科大学(以下「甲」という。)と宝塚市(以下「乙」という。)は、次のとおり医療等における連携に関する協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲及び乙の連携のもと、医療人材の交流及び医療資源の活用を図り、医療等に係る分野で相互に協力し、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年(2022 年)4 月 7 日

(連携事項)

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

(1) 医療連携

- ① 高度医療を必要とする患者の兵庫医科大学病院での受入れ
- ② 3 次救急患者などに対する甲及び乙の病院での医療連携
- ③ 先進的医療機器及び医療システムの共同利用
- ④ 新興感染症に対する医療提供
- ⑤ 災害時の相互応援
- ⑥ 兵庫医科大学と宝塚市立病院の学術交流
- (2) 全職種にかかわる人事交流・研修
- (3) 病院経営、医療の質などに関する相互の指導・助言
- (4) その他本協定の目的に沿うこと

甲 西宮市武庫川町 1-1

学校法人 兵庫医科大学

理事長

太城 十良

乙 宝塚市東洋町 1-1

宝塚市

宝塚市長

山崎 晴恵